

# 他自治体の自治基本条例

北海道・ニセコ町まちづくり基本条例 .....	1
兵庫県・宝塚市まちづくり基本条例 .....	6
兵庫県・生野町まちづくり基本条例 .....	8
東京都・杉並区自治基本条例 .....	11
青森県・倉石村むらづくり基本条例 .....	15
石川県・羽咋市まちづくり基本条例 .....	17
新潟県・柏崎市市民参加のまちづくり基本条例 .....	19
兵庫県・伊丹市まちづくり基本条例 .....	23
新潟県・吉川町まちづくり基本条例 .....	25
福島県・会津坂下町まちづくり基本条例 .....	30
埼玉県・鳩山町まちづくり基本条例 .....	32
大阪府・箕面市市民参加条例 .....	37
北海道・石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 .....	38
神奈川県・大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例 .....	44

# ニセコ町まちづくり基本条例

平成 12 年 12 月 27 日  
条例第 45 号

## 目次

### 前文

- 第 1 章 目的(第 1 条)
- 第 2 章 まちづくりの基本原則(第 2 条 第 5 条)
- 第 3 章 情報共有の推進(第 6 条 第 9 条)
- 第 4 章 まちづくりへの参加の推進(第 10 条 第 13 条)
- 第 5 章 コミュニティ(第 14 条 第 16 条)
- 第 6 章 町の役割と責務(第 17 条 第 24 条)
- 第 7 章 まちづくりの協働過程(第 25 条 第 27 条)
- 第 8 章 財政(第 28 条 第 33 条)
- 第 9 章 評価(第 34 条・第 35 条)
- 第 10 章 町民投票制度(第 36 条・第 37 条)
- 第 11 章 連携(第 38 条 第 41 条)
- 第 12 章 条例制定等の手続(第 42 条)
- 第 13 章 まちづくり基本条例の位置付け等(第 43 条・第 44 条)
- 第 14 章 この条例の検討及び見直し(第 45 条)

### 附則

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

## 第 1 章 目的

### (目的)

第 1 条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

## 第 2 章 まちづくりの基本原則

### (情報共有の原則)

第 2 条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

### (情報への権利)

第 3 条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

### (説明責任)

第 4 条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

### (参加原則)

第 5 条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

## 第 3 章 情報共有の推進

### (意思決定の明確化)

第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

(情報共有のための制度)

第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

(情報の収集及び管理)

第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるように統一された基準により整理し、保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(まちづくりにおける町民の責務)

第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(まちづくりに参加する権利の拡充)

第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

#### 第5章 コミュニティ

(コミュニティ)

第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

(コミュニティにおける町民の役割)

第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。

(町とコミュニティのかかわり)

第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。

#### 第6章 町の役割と責務

(町長の責務)

第17条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(就任時の宣誓)

第18条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、助役、収入役及び教育長の就任について準用する。

(執行機関の責務)

第19条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

(組織)

第20条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(審議会等への参加)

第21条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

(意見・要望・苦情等への応答義務等)

第22条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。

3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第23条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。

(行政手続の法制化)

第24条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

## 第7章 まちづくりの協働過程

(計画過程等への参加)

第25条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。

2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

(1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報

(2) 代替案の内容

(3) 他の自治体等との比較情報

(4) 町民参加の状況

(4) 仕事の根拠となる計画、法令

(5) その他必要な情報

(計画の策定等における原則)

第26条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

(1) 法令又は条例に規定する計画

(2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

(1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容

( 2 ) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

(計画策定の手続)

第 2 7 条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- ( 1 ) 計画の概要
- ( 2 ) 計画策定の日程
- ( 3 ) 予定する町民参加の手法
- ( 4 ) その他必要とされる事項

2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前 2 項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

## 第 8 章 財政

(総則)

第 2 8 条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

(予算編成)

第 2 9 条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(予算執行)

第 3 0 条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第 3 1 条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

(財産管理)

第 3 2 条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。

3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第 1 項の管理計画に従って進めなければならない。

(財政状況の公表)

第 3 3 条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

## 第 9 章 評価

(評価の実施)

第 3 4 条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

(評価方法の検討)

第 3 5 条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。

## 第 1 0 章 町民投票制度

(町民投票の実施)

第36条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。

(町民投票の条例化)

第37条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

## 第11章 連携

(町外の人々との連携)

第38条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

(近隣自治体との連携)

第39条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第40条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び連携)

第41条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

## 第12章 条例制定等の手続

(条例制定等の手続)

第42条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。

(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合

(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合

2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

## 第13章 まちづくり基本条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第43条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例等の体系化)

第44条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

## 第14章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第45条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

## 宝塚市まちづくり基本条例

宝塚市は、武庫川の清流と六甲・北摂の豊かな山なみに象徴される素晴らしい自然環境に恵まれ、また、この豊かな自然環境と先人が培ってきた歴史と文化の息づく都市の景観が調和した美しいまちとして知られています。

私たちは、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、この美しい宝塚が「住み続けたい、訪れてみたいまち」となるようにしていかなければなりません。

そのためには、地方自治の本旨にのっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、生活者である市民の立場からまちづくりを進めていかなければなりません。

また、まちづくりは、市民と市の協働を基本とし、市民の持つ豊かな創造性、知識、社会経験等が十分に生かされることが必要です。

このような認識の下に、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市の協働のまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (まちづくりの基本理念)

第2条 まちづくりは、主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること(以下「協働」という。)を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。

- (1) すべての市民が健康で安心して暮らせ、災害に強く安全でいつまでも快適に住み続けることができる、安全で安心して暮らせるまちづくり
- (2) 次代を担う子ども達が夢と希望を抱き、健やかに成長し、そして、すべての市民の人権が尊重され、文化の薫り高い、心豊かなまちづくり
- (3) 豊かな自然環境と歴史・文化の息づく都市の景観が美しく調和し、花や緑があふれ、環境にやさしい、個性と魅力のあるまちづくり
- (4) 人と人、人と社会のつながりが強く、また、地域活動が活発な、にぎわいと活力に満ちたまちづくり

### (市の責務)

第3条 市は、前条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。

- 2 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。
- 3 市は、地域コミュニティの役割を認識し、その活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。
- 4 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される、地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。

### (市長の責務)

第4条 市長は、市民の市が保有する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じなければならない。

- 2 市長は、協働のまちづくりの仕組みを確立しなければならない。
- 3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。

### (職員の責務)

第5条 職員は、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、まちづくりの基本理念にのっとり、職務を遂行しなければならない。
- 3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

### (市民の権利と責務)

第6条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

(説明責任)

第7条 市は、施策の立案、決定及び実施に当たっては、その必要性及び妥当性を市民に説明する責任を果たすものとする。

(情報の共有)

第8条 市は、市の保有する情報を、市民と市が共有することが不可欠であるとの認識の下、これを取り扱わなければならない。

(情報の公開及び提供)

第9条 市は、市の保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 市は、個人情報の保護に努めなければならない。

(行政手続)

第11条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するよう努めるものとする。

(総合的な市政の推進)

第12条 市は、主権者である市民のニーズに的確に応え、まちづくりの基本理念を実現するため、総合的な市政の運営に努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第13条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。

(総合計画等)

第14条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を、まちづくりの基本理念にのっとり策定するものとする。

2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。

3 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定するものとする。

(行政評価)

第15条 市は、行政課題や市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政運営を進めるため行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

(財政の仕組み)

第16条 市は、総合計画や行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。

(市民投票)

第17条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。

(条例の位置付け)

第18条 市は、行政分野ごとの基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程によりまちづくり制度を設ける場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

付 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

# 生野町まちづくり基本条例

## 前 文

播磨と但馬の国境に位置する生野は、分水嶺として豊かな自然に恵まれ、古くから生野銀山とともに発展し、明治 22 年（1889 年）の町制施行から今日に至るまで独立独歩を貫いてきたまちです。

江戸時代には幕府の直轄地として財政を支え、明治にはフランス人技術者とともに近代日本の礎を築き、その後も日本の経済発展に大きく貢献してきました。また、全国各地からたくさんの人々が行き交う中で、“人みなともに和する”という偕和（かいわ）の精神のもとに多様な文化が融合し、現在でも産業、教育、生活習慣、町並みなどにも生野独自の文化が脈々と息づいています。

生野町では全国における真の住民自治実現へのパイオニアとして、地域づくり生野塾をはじめとする協働のまちづくりが行われており、町民一人ひとりが自己責任のもとに行動しようとする意識が高まっています。

先人から受け継いできた生野の文化を将来へ伝えていくためにも、過去を知り、今を学び、未来を考える中で、生野町民としての夢・希望・誇りに満ちた生野らしいまちづくりを推し進めていく必要があります。

ここに私たち生野町民は、偕和の精神を持って、一人ひとりの基本的人権を尊重し、国籍、年齢、性別等に関係なく、町民が共にまちづくりに参画し、考え、行動しながら、町民自らによるまちづくりを実現するために、この条例を制定します。

## 第 1 章 まちづくりの基本原則

（自律共助の原則）

第 1 条 まちづくりは、町民一人ひとりが自律するとともに、互いに尊重しあい、助け合いながら、継続的、創造的に進めていくことを基本とする。

（情報共有の原則）

第 2 条 まちづくりは、町民と町及び町民同士がまちづくりに関する情報を共有しながら進めていくことを基本とする。

（参画協働の原則）

第 3 条 まちづくりは、町民の意思を反映していくとともに、町民と町及び町民同士が相互理解のもとに協働で進めていくことを基本とする。

## 第 2 章 町民の権利と責務

（人権の尊重）

第 4 条 私たち町民は、まちづくりの主体であることを認識して、自らの発言と行動に責任を持つとともに、相互に基本的人権を尊重するまちづくりに努めなければならない。

（学ぶ権利）

第 5 条 私たち町民は、生涯にわたり学習機会を選択して学ぶ権利を有する。

（社会への参加）

第 6 条 私たち町民は、地域における様々な活動に積極的にかわり、社会参加を通して豊かな人間関係の形成に努めなければならない。

（情報を得る権利）

第 7 条 私たち町民は、行政活動について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

（まちづくりへ参加する権利）

第 8 条 私たち町民は、まちづくりに関して意見等を述べることができ、自らまちづくり活動を行い、まちづくりに参加する権利を有する。

## 第 3 章 町と議会の役割と責務

（長の責務）

第 9 条 町長は、町民の信託に応えて、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務に邁進しなけれ

ばならない。

(議会の役割と責務)

第10条 議会は、町民の代表として選ばれた議員によって組織された生野町における最高意思決定機関であり、町民の意思が町政に反映されることを念頭において活動しなければならない。

第11条 議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、町の政策水準の向上及び行政運営の円滑化に努めなければならない。

第12条 議会は、議会活動に関する情報を町民に分かりやすく説明する責任を有するとともに、情報公開請求に関しては誠実に応えるよう努めなければならない。

(町職員の責務)

第13条 町職員は、誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自らも地域の一員であることを認識して町民との信頼関係づくりに努めなければならない。

第14条 町職員は、まちづくりに必要な能力開発と自己啓発に努めなければならない。

#### 第4章 参画・協働の推進

(総合計画等の策定)

第15条 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを具体化するための計画、並びにまちづくりに関するその他の計画(以下、「総合計画等」という。)は、この条例に沿って策定されるとともに、新たな課題に対応できるように不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、前項の総合計画等の策定にあたっては、町民の意見が反映できるように、広く町民の参画を得て策定しなければならない。

(実施、評価段階での協働)

第16条 町は、総合計画等の実施、評価等の各段階において、町民の参画を得て、協働で実行していかななければならない。

2 前項に規定する町民の参画と協働の実行方法等については、別に定めるものとする。

(委員の公募)

第17条 町は、審議会、審査会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの(以下、「審議会等」という。)の委員には、公募の委員を加えるように努めなければならない。

(生涯学習の推進)

第18条 町は、町民の自律を支援し、その社会参加を促進するために生涯学習の機会を確保しなければならない。

(まちづくり活動への支援)

第19条 町は、町民自身による自発的、自律的なまちづくりを促進するために、まちづくり活動を行う団体(以下、まちづくり活動団体という。)に対して、必要な支援を行うことができる。

(活動団体の連携)

第20条 まちづくり活動団体は、必要に応じて連携、協力し、互いの活動の支援に努めるものとする。

(コミュニティの充実)

第21条 町民及び町は、地域に根ざしたコミュニティの役割を認識し、守り、育てるように努めるものとする。

#### 第5章 信頼される行政

(効率的な組織の構成)

第22条 町は、多様化、高度化する町民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりとともに、行政各分野にまたがる課題等に総合的に対応できる執行体制づくりに努めなければならない。

(情報の公開)

第23条 町は、行政活動に関する情報を町民に対して積極的に提供し、町と共有するように施策の充実に努め、そのための必要な措置を講じなければならない。

(審議会等の公開)

第24条 町は、審議会等の会議を、原則として公開する。

(健全な財政運営)

第28条 町は、総合計画等や政策評価と連動した予算編成の仕組み及び中長期的な財政計画を確立し、健全な財政運営を図らなければならない。

第29条 町は、毎年度の予算編成から決算認定まで、町民にわかりやすい方法で公表していくことに努めなければならない。

(行政手続)

第30条 町の機関が行った処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

(住民投票)

第31条 町は、生野町にかかわる重要事項について、直接町民の意思を確認するために住民投票の制度を設けることができる。

## 第6章 連携・協力

(町外の人々との交流)

第32条 町民及び町は、町外の人々にも情報を発信しながら交流を深め、その知恵や意見をまちづくりに活用するように努めるものとする。

(他の自治体との連携・協力)

第33条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携に努めるものとする。

## 第7章 最高規範性

(最高規範性)

第34条 この条例は、生野町のまちづくりの基本原則を定めた条例であり、他の条例を制定する場合は、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

(条例の体系化)

第35条 町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。

## 附 則

(施行日)

1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。

## 杉並区自治基本条例

### 目次

#### 前文

第1章総則（第1条・第2条）

第2章基本理念（第3条）

第3章区民の権利及び義務（第4条・第5条）

第4章事業者の権利及び責務（第6条）

第5章区の責務（第7条）

第6章区議会（第8条 - 第10条）

第7章執行機関（第11条 - 第13条）

第8章区政運営（第14条 - 第24条）

第9章参画及び協働（第25条 - 第29条）

第10章国及び他の地方公共団体との協力（第30条）

第11章条例の位置付け（第31条）

第12章委任（第32条）

#### 附則

地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本である。自治体としての杉並区には、区民の信託にこたえ、区民との協働により、地域の資源や個性を生かした豊かできめ細かな区政を行う責務がある。そうした責務を果たし、杉並区が真に自立した地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められている。

武蔵野の面影を残すみどりや水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。

私たち区民は、このような「杉並らしさ」を大切にしながら、杉並らしい自治を築いていくことを宣言する。そして、区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画し、協働する「自治のまち」を創り上げていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び責務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者（以下「区民等」という。）の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- 2 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- 3 参画 政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいう。
- 4 協働 地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。

### 第2章 基本理念

第3条 区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、協働により創り上げていくことを目指すものとする。

- 2 前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものと

する。

### 第3章 区民の権利及び義務

#### (区民の権利)

第4条 区民は、区政に参画する権利及び区政に関する情報を知る権利を有する。

2 区民は、地方自治法(昭和22年法律第67号)で定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長等の解職請求権等を有するほか、第27条で定める住民投票を請求する権利を有する。

#### (区民の義務)

第5条 区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

### 第4章 事業者の権利及び責務

第6条 事業者は、第4条第1項に規定する権利を有し、地域社会の一員として、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

### 第5章 区の責務

第7条 区は、区政運営に当たっては、区民等の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。

2 区は、区民ニーズに的確に対応し、行政サービスへの区民等の満足度を高める区政運営に努めなければならない。

### 第6章 区議会

#### (区議会に関する基本的事項)

第8条 区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を果たすものとする。

2 区議会は、地方自治法で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。

3 区議会は、前二項に規定する機能等を果たすため、効率的な議会運営に努めるものとする。

#### (区議会の情報の公開及び提供)

第9条 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

#### (区議会議員の責務)

第10条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前二条に規定する機能等を果たせるよう、誠実に職務遂行に努めなければならない。

### 第7章 執行機関

#### (執行機関に関する基本的事項)

第11条 執行機関は、条例、予算その他の区議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行しなければならない。

#### (区長の責務等)

第12条 区長は、区を代表し、地方自治法で定めるところにより、区議会への議案の提出、予算の調製及び特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。

2 区長は、区民の信託にこたえ、区の事務の管理及び執行に当たっては、誠実に職務遂行に努めなければならない。

3 区長は、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる

知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。

(執行機関の組織及び職員)

第13条 区は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。

2 区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。

## 第8章 区政運営

(基本構想等)

第14条 区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。

(総合的な行政サービスの提供)

第15条 区は、区民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めなければならない。

(行政手続)

第16条 区は、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続に関し共通する事項を定めなければならない。

(情報の公開及び提供)

第17条 区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民等との情報の共有に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 区は、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の保護に努めなければならない。

(説明責任)

第19条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

(区民等の要望の取扱い)

第20条 区は、区民等の区政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、区民等の権利利益の保護に努めなければならない。

(行政評価)

第21条 区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(財政運営の原則)

第22条 区は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。

(財政状況の公表)

第23条 区は、区民等に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び別に条例で定めるところにより財政状況を公表するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。

(区税等の賦課徴収)

第24条 区は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び杉並区特別区税条例(昭和39年杉並区条例第41号)で定めるところにより、特別区税を賦課徴収するほか、法律及び条例に基づき、使用料その他の徴収金を賦課徴収するものとする。

## 第9章 参画及び協働

(参画及び協働の原則)

第25条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努

めなければならない。

- 2 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(住民投票)

第26条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

- 2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(住民投票の請求及び発議)

第27条 区に住所を有する年齢満18年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。

- 2 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。

3 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

- 4 第1項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

(政策に係る区民等の意見提出手続)

第28条 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りでない。

(附属機関等への参加)

第29条 区は、附属機関等の委員への区民等の参加に努めなければならない。

#### 第10章 国及び他の地方公共団体との協力

第30条 区は、共通する課題を解決するため、国、東京都及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### 第11章 条例の位置付け

第31条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

#### 第12章 委任

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

#### 杉並区自治基本条例に付する付帯決議

本条例の施行に当たり、杉並区長は、次の諸点について誠意をもって対処すべきである。

- 1 本条例の杉並区における住民自治発展の基盤としての重要性に鑑み、本条例の趣旨、内容について、区民の十分な理解が得られるよう周知徹底に努めること。
- 2 区が定める最高規範である本条例の趣旨との整合性を図るため、新たに条例等を制定するに当たっては本条例の趣旨を最大限尊重するとともに、既に制定してある条例等についても早急に見直しを進めること。
- 3 本条例は、全く新たな自治立法の試みであることから、条例施行後一定期間の施行状況等を勘案し、検討のうえ、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

## 倉石村むらづくり基本条例

### (前文)

倉石村は、村を愛する多くの人々の英知と努力に支えられて今日を迎えています。

私たち村民は、今後、村を取り巻くさまざまな環境の変化があっても、村が各集落を基礎として、これまで受け継いできた伝統、築いてきた文化、育んできた活力を、将来にわたって一体的に持続・発展させていくことを目指します。

そのためには、村が英知と力を結集して協働を基本としたむらづくりを展開していくことが必要です。この条例は、むらづくりの基本理念を明らかにするとともに、村が協働を基本としたむらづくりを展開するための基本的な原則を定め、活力あるむらづくりを進めるために制定します。

### (定義)

第1条 この条例において、次の各号にかかる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) むらづくり 住民自治により村の伝統、文化及び活力を一体的に持続発展させていくこと並びにそのための取り組み

(2) 村民 村内に住所を有する者及び村内で勤労する者

(3) 集落 村内の地域を単位とする自治組織

(4) その他の団体 第1号に定めるむらづくりを行う村内の団体

(5) 協働 むらづくりにおいて、村民、集落、その他の団体及び村が、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、相互に補完・協力すること

### (むらづくりの基本理念)

第2条 むらづくりは、村民、集落、その他の団体(以下「村民等」という。)及び村が協働を基本とし、次の各号に掲げる事項を重点的に守り育てることを目指して行うものとします。

(1) 美しい心と農村環境

(2) 郷土の文化と学ぶ心

(3) 世代を越えた人のつながりと助け合い

(4) 明るく元気な毎日の暮らし

### (条例の位置付け)

第3条 村は、この条例に定める事項が、他の条例、規則その他の規定に反映されるように努めなければなりません。

2 村は、この条例に定める事項が、村が策定する構想及び計画に反映されるように努めなければなりません。

3 村は、この条例に定める事項が、村が実施する事務・事業に反映されるように努めなければなりません。

### (最適分担の原則)

第4条 村民等と村は、むらづくりの内容に応じて、最も効率的かつ効果的にその成果をあげることができるよう、適切に役割と責任を分担するものとします。

### (情報の共有)

第5条 村民等と村は、むらづくりに関する情報を共有することを基本とします。

### (参加の権利)

第6条 村民等は、むらづくりに参加する権利を有します。

### (参加の環境整備)

第7条 村は、村民等がむらづくりに参加しやすい環境を整備します。

2 村は、むらづくりを展開していくために、集落に村職員(以下「集落担当職員」という。)を派遣することができます。

### (計画過程等への参加)

第8条 村の施策の構想及び計画策定の過程においては、村民等が参加することを基本とします。

### (計画づくりと支援)

第9条 村民等は、むらづくりを行うことを目的として、自らの活動のための計画(以下「活動計

画」という。)をつくることができます。

2 集落が活動計画を作成するときには、第7条第2項に規定する集落担当職員は、集落の求めに応じ、必要な情報提供を行うとともに、事務的な支援を行います。

3 集落以外の村民等が活動計画を作成するときには、村は、情報提供その他事務的な支援を行うことができます。

(実施段階における協働)

第10条 村は、村の施策の実施段階において、協働を基本とする取り組みを進め、施策が最も効率的かつ効果的に成果をあげるように努めなければなりません。

(村民等の活動への支援)

第11条 村は、村民等のむらづくりを行うことを目的とした活動への支援を行うことができます。

2 村は、前項の支援を行う活動が第2条に規定する基本理念の趣旨に適合する場合は、その活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができます。

(説明責任)

第12条 村は、施策の計画、実施、点検及び見直しの各段階の状況を、村民等に分かりやすく説明する責任があります。

(改善に努める責任)

第13条 村は、村の施策について、最も効率的かつ効果的に成果をあげているかを点検するとともに、改善に努める責任があります。

(つくり育てる条例)

第14条 この条例は、施行後むらづくりの展開にあわせて点検し、その時点で実現可能で実効性のあるものとなるよう、必要に応じて改正し、村民等と村でつくり育てていきます。

2 この条例を改正しようとする場合には、村民等の参加を図るとともに、意見を適切に反映させる措置を講じるものとします。

## 羽咋市まちづくり基本条例

羽咋市は、能登半島の入り口に位置し、海と山の豊かな自然に恵まれ、古来より歴史と文化を大切に受け継いできました。これらの恵まれた自然環境と伝統ある文化を暮らしに生かしながら、すべての市民が安心して快適に住むことができるよう市民主体によるまちづくりを進めていく必要があります。

私たちは、市民と市との話し合いの中から、市民一人ひとりが自ら考え、共に行動し、力を合わせてまちづくりに取り組むことが重要であると認識しました。

ここに、羽咋市のめざす市民自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、市民と市が協働によりまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

(条例の目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関して、市民と市がそれぞれの役割や責任を自覚し、互いに協力してまちづくりを進めるための基本的な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 協働 市民と市がそれぞれの役割を自覚し、自主的な行動に基づいて相互に補完し協力することをいう。
- (2) 地域社会団体 地域の包括的な課題等を解決したり、地域住民の連携を図るために活動する団体をいう。
- (3) 行政評価 市が市民に対する情報提供と説明責任を果たしながら、市の行う施策や個々の事務事業が、効率よく、また有効に行われているかどうかを客観的に評価することをいう。
- (4) 市民からの事前提言 市が総合計画をはじめ施策に関する重要な計画等を策定するとき、その内容をあらかじめ公表し、市民から意見提言を求めることをいう。

(まちづくりの原則)

第3条 市は、市民自治の実現のため、市民参加を基本とした行政運営を行わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、市民と市は、まちづくりに関する情報を共有し、協働してまちづくりを行うものとする。

(情報公開の義務)

第4条 市は、まちづくりを進めるため、さまざまな手段を通じて行政情報の公開、提供に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第5条 市は、個人の権利や利益を守るため、個人に関する情報の保護に努めなければならない。

(広域連携の推進)

第8条 市は、近隣等の自治体や研究機関と情報を交換し、相互理解を深め連携、協力を図るものとする。

(市民の権利と責務)

第9条 市民は、行政情報を知る権利を有し、常にまちづくりに参加する権利を有する。

2 前項における権利は、性別、年齢、心身の状況等に関わらず平等である。

3 市民は、まちづくりを担う主体であり、自らの責任と役割を自覚し、積極的にまちづくりに取り組むものとする。

(市長の役割と責務)

第10条 市長は、市民生活の安全を守り民主的にして能率的な行政運営を図るよう努めなければならない。

2 市長は、市民がまちづくりの諸活動に参加できるよう市民の知る権利と参加する権利を保障しなければならない。

3 市長は、市民の意見等を進んで聴く機会を設けるよう努めなければならない

4 市長は、多様化する市民の行政需要に対応した行政運営を行うため、職員の能力や知識の向

上を積極的に図らなければならない。

(職員の責務)

第11条 職員は、市民生活の向上をめざし、市民との協働の原則に基づき職務を遂行しなければならない。

2 職員は、地域の課題に対応する施策を立案し、実現する能力の向上に努めなければならない。

(議会の役割)

第12条 議会は、市民の負託に応え市民福祉の向上をめざし、この条例の理念を実現するため市民参加のまちづくりを推進する役割を担うものとする。

(総合計画等の策定と進行管理)

第13条 市は、総合的かつ長期的な行政運営を行うため総合計画を策定し、この計画に即して事業を実施しなければならない。

2 市は、総合計画を立案する場合は、広く市民参加を得て市民との協働により策定するものとする。

3 市は、総合計画が的確に実施されるよう計画の進行を管理する制度を設けるものとする。

4 市は、各分野ごとの計画を立案する場合は、総合計画に即して策定するものとする。

(財政の運営と公表)

第14条 市長は、予算の編成と執行においては、市の定めた総合計画に即して行わなければならない。

2 市は、総合計画の進行管理と行政評価を踏まえた財政運営の仕組みを確立するものとする。

3 市は、予算の内容や財政状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第15条 市は、能率的かつ効果的な行政運営をすすめるため市民参加のもと行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

(行政手続)

第16条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利や利益を保護するよう努めなければならない。

(市民からの事前提言)

第17条 市は、総合計画をはじめ施策に関する重要な計画等を策定するときは、市民からの事前提言を受け、市民の意見を十分に反映させるよう努めなければならない。

(会議公開の原則)

第18条 市は、市の執行機関に置く附属機関等の会議を公開するよう努めなければならない。ただし、法令に定めのあるもの又はその会議が特定の団体や個人の権利や利益に関するもので、公開することが適当でないと認められるときなどは、公開を制限することができるものとする。

(委員の公募)

第19条 市は、市の執行機関に置く附属機関等の委員には、複数の公募の委員を置くよう努めなければならない。

(住民投票)

第20条 市長は、市民の生活に影響を与える重要な政策の決定や変更に関して、市民の意思を直接問う必要があると認めるときには、住民投票を行うことができる。

2 前項の場合において、住民投票の実施に関する手続きその他必要な事項は、別に条例で定めなければならない。

(条例の位置付け)

第21条 市は、他の条例や規則などにより、まちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例の見直し)

第22条 市長は、この条例が市民参加のまちづくりに寄与するよう条例の施行後4年以内ごとに見直すものとする。

2 市長は、前項の見直しにより、市の施策について市民参加のまちづくりが進むよう必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

# 新潟県柏崎市市民参加のまちづくり基本条例

平成 15 年 3 月 20 日  
条例第 6 号

## 目次

### 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 3 条）
- 第 2 章 まちづくりの基本原則（第 4 条 第 6 条）
- 第 3 章 参加と協働（第 7 条・第 8 条）
- 第 4 章 情報の共有（第 9 条・第 10 条）
- 第 5 章 まちづくりの基本的役割（第 11 条 第 13 条）
- 第 6 章 議会及び執行機関の責務（第 14 条 第 19 条）
- 第 7 章 市民投票（第 20 条）
- 第 8 章 条例の改正（第 21 条）

### 附則

私たちが暮らす柏崎市は、三階節で謳（うた）われた米山と、黒姫山、八石山の刈羽三山に囲まれ、一方日本海に面した海岸線は、変化に富む福浦八景や砂丘地が続く、海と山の自然に恵まれた美しく豊かな地域です。この自然の恵みと、歴史に育（はぐく）まれた伝統文化は、市民の生活に潤いと心の安らぎを与え、先人の英知と努力はその時代にふさわしい産業を興し、地域の生活基盤を築いてきました。エネルギー産業都市、人を育てる学園都市、私たちは今、その発展したにぎわいのまちに住んでいます。

新たな分権型社会を迎えるに当たって、私たち柏崎市民は、この地の自然と歴史を踏まえつつ、さらなる自治の精神を発揮して、個性豊かで活力に満ちた地域社会をつくりあげていくことが求められています。

そのためには、自らの責任において主体的に自己決定を行い、自治の主演として積極的に行政に参加することで、市民と市が相互に補完しつつ、協働してよりよいまちづくりを推進していくことが必要です。

ここに、私たちは、柏崎市のまちづくりを方向づける基本原則を掲げ、市民と市それぞれの役割と責任を明らかにするため、柏崎市の最高規範として、この条例を定めます。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民参加のまちづくりを推進するための基本原則を定め、自治の実現を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)まちづくり 住み良いまち・豊かな地域社会をつくるための道路、公園、建物などの空間の創造と、その空間において展開される文化、環境、自然などに配慮した市民のための暮らしの創造をいう。
- (2)市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
- (3)市 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する普通地方公共団体としての柏崎市をいう。
- (4)協働 市民と市、又は市民と市民とがそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完・協力することをいう。
- (5)参加 まちづくりに関して、市民が意見を述べ、又は計画立案及び実施に主体的にかかわることをいう。
- (6)コミュニティ 自主性と責任を自覚した市民で構成される地域社会の多様な集団及び組織をいう。

### （条例の位置付け）

第3条 市民は、市民参加のまちづくりを推進するに当たり、この条例の目的及びまちづくりの基本原則を尊重するよう努めるものとする。

2 市は、条例、規則その他の規程又は市の基本方向を示す各種計画の策定に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

## 第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本理念)

第4条 まちづくりは、市民の幸福の実現を目指して進めるものとする。

2 まちづくりは、市民と市が協働して推進し、市民がその成果を享受していくものでなければならない。

(まちづくりの主体)

第5条 市民は、まちづくりの主体であり、自主的にまちづくりに参加し、その推進に努めるものとする。

(まちづくりの目標)

第6条 市民と市は、まちづくりの基本理念に基づき、それぞれに協働し、次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。

(1) すべての市民の人権が尊重され、地域社会が連携できるまちづくり

(2) すべての市民が学ぶ喜びを持ち、生涯にわたって学習できるまちづくり

(3) すべての市民が共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり

(4) 次世代を担うすべての子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり

(5) 歴史と伝統を継承し、感動を分かち合える文化を創造できるまちづくり

(6) 仕事を興し、地域産業に活力を与え、働く喜びを持てるまちづくり

(7) 自然と環境との共生を図り、安全・安心・快適な生活を営めるまちづくり

2 市民と市は、まちづくりのために行動する市民を育(はぐく)み、多くの市民が共感できるまちづくりの推進に努めるものとする。

## 第3章 参加と協働

(参加する権利)

第7条 市民は、だれでも自由に、お互いに平等な立場で、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。

(協働の仕組み)

第8条 市民と市は、お互いの役割と責任の下に、良きパートナーとして連携してまちづくりに取り組むものとする。

## 第4章 情報の共有

(情報共有の原則)

第9条 市民と市は、まちづくりの基本原則を実現するために必要な情報を共有するものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するために必要な市の保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。

(情報の提供)

第10条 市は、別に条例で定めるところにより、市民に対し市の保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供するよう努めなければならない。

2 市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう整理し、保存しなければならない。

## 第5章 まちづくりの基本的役割

(市民の役割)

第11条 市民は、自らの責務と地域社会の期待を自覚し、まちづくりに積極的に参加するよう努めるものとする。

2 市民の一員である事業者は、まちづくりにおける社会参加活動に理解を深め、その活動の発展と促進に協力するよう努めるものとする。

(コミュニティの役割)

第12条 コミュニティは、地域社会の担い手として主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

(市の役割)

第13条 市は、まちづくりに関する活動及びその意思決定の過程において、市民が広く参加できる機会の確保に努めなければならない。

## 第6章 議会及び執行機関の責務

(議会の責務)

第14条 議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が市政の運営に適切に反映されるよう活動しなければならない。

2 議会は、市政が市民の意思を反映し、適切に運営されているか調査及び監視するとともに、その結果を市民に明らかにしなければならない。

3 議会は、議員が議会活動を活発に行えるように、その組織を機能的なものにしておかなければならない。

4 議会は、その活動を行うに当たり、市民に開かれたものにならなければならない。

(市長の責務)

第15条 市長は、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、まちづくりの基本理念に基づき、市民とともに自主・自立のまちづくりの推進に努め、市民の負託に応(こた)えなければならない。

3 市長は、市の職員を適切に指揮監督するとともに、その能力向上を図り、効率的な事務の執行を行わなければならない。

(執行機関の責務)

第16条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 執行機関の組織は、市民に分かりやすく簡素で機能的なものとしておかなければならない。

3 職員は、常に研鑽(さん)に努めるとともに、市民の一員である立場からも自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

(説明責任)

第17条 市は、まちづくりに関する活動の内容及びその意思決定の過程について、市民に分かりやすく説明しなければならない。

(委員の市民公募)

第18条 市は、審議会等の附属機関及びこれに類するもの(以下これらを「附属機関等」という。)の委員を選任する場合は、その全部又は一部を公募により選任しなければならない。ただし、法令等の規定により公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 附属機関等の構成員については、男女の比率、他の附属機関等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めなければならない。

(総合計画等の策定)

第19条 市は、基本構想及びこれを具体化するための基本計画(以下これらを「総合計画」という。)を、まちづくりの基本原則にのっとり策定しなければならない。

2 市は、総合計画の策定過程に広範な市民が参加できるよう努めなければならない。

3 市は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合及び計画相互間の調整を図らなければならない。

4 市は、総合計画その他の計画により進められたまちづくりに関して、市民の満足度の把握に努め、市民参加による行政評価を行い、必要な見直しを行わなければならない。

5 市は、総合計画と行政評価とが連動した予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。

## 第7章 市民投票

(市民投票)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための、市

民投票を実施することができる。

- (1) 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。
  - (2) 議会の議員から議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。
  - (3) 市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。
- 2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定める。
  - 3 市民、議会及び市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

## 第 8 章 条例の改正

( 条例の改正 )

第 21 条 市は、この条例について、社会、経済等の情勢の変化等により、改正する必要が生じた場合は、遅滞なく改正しなければならない。

附 則

この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

## 伊丹市まちづくり基本条例

平成 15 年 3 月 27 日  
条例第 1 号

地方分権の一層の推進によって訪れる新たな時代，地方主権時代にふさわしい都市の豊かな個性や魅力を創出するとともに，すべての市民が伊丹のまちに住むことを誇りとし，いきいきと活動でき，生きる喜びを共に感じられる成熟都市を創造していかなければなりません。

その基盤は，自治の主権者である市民一人ひとりが市政に関心を持ち，自らの意思によってまちづくりに参加する，あるいは，自らがまちづくりの担い手となって活動するという，自主・自律の精神によってつくり上げる市民自治にあります。

市民も市も，これまでのまちづくりに対する意識を改革し，まちづくりの機軸を行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかなければなりません。

この市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには，市民も市も，異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら，対話を重ね，合意に向けて努力を積み重ねるという熟議を行うことが重要です。

この熟議を基本に，先人が永年培ってきた歴史，文化，風土や良好なコミュニティを土台として，市民と市が，パートナーシップを確立し，適切に役割と責任を分担し，補完し合い，協力して，まちづくりに積極的に取り組むことが大切です。

こうした市民の参画と協働によるまちづくりを推進し，力強い市民自治を実現するために，この条例を制定します。

### (目的)

第 1 条 この条例は，市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより，自治の主権者である市民の主体的なまちづくりを推進し，地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 まちづくりは，市民が自らの意思によって参画し，市民と市が相互の信頼関係に基づいて，それぞれ果たすべき役割と責任を分担し，補完し合い，協力して進めなければならない。

2 市民と市は，対等なパートナーとして，まちづくりに取り組むものとする。

3 市は，その保有する情報を市民と共有しなければならない。

4 市民と市，市民相互は，参画と協働によるまちづくりの推進にあたり，熟議(異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら，対話を重ね，合意に向けて努力を積み重ねることをいう。以下同じ。)を基本とする。

### (市民の権利)

第 3 条 市民は，等しくまちづくりにかかわる権利を有する。

### (市民の責務)

第 4 条 市民は，第 2 条の基本理念にのっとり，自主的かつ自律的な意思に基づいて，積極的にまちづくりに参画し，又は自らがまちづくりの主体となって活動するとともに，市と協働するよう努めなければならない。

2 市民は，お互いを尊重し，支え合いながら，熟議によりまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市民は，それぞれのまちづくり活動の情報を交換することによって，お互いに連携してその活動を推進するよう努めなければならない。

### (市の責務)

第 5 条 市は，第 2 条の基本理念にのっとり，市民の市政への参画の機会を確保し，市民と協働して，まちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市は，市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

3 市は，市民にとってわかりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに，職員の資質の向上に努めなければならない。

### (情報の共有)

第 6 条 市は，市民の知る権利を尊重しなければならない。

2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、市民にわかりやすくその情報を提供するとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めるものとする。

3 審議会等は、市民に会議を原則として公開するよう努めるものとする。

4 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等について、必要な措置を講じなければならない。

(対話の場の設置)

第7条 市は、まちづくりの課題について市民の意見を求める必要があると認めるときは、市民との対話の場を設置することができる。

2 市民がまちづくりに関する情報を交換し、又はまちづくりの課題について熟議を行うために対話の場を設置する場合において、市民からの申出があるときは、市は、その運営に必要な技術的支援を行うことができる。

(市民意見表明制度の実施)

第8条 市は、基本的な政策等を策定するときは、事前に案を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市は、前項の規定により提出された意見に対する市の考え方を公表するものとする。

(行政評価の実施)

第9条 市は、効率的かつ効果的に市政運営を行うとともに市政に関して市民に説明責任を果たすため、その実施し、又は実施しようとする政策、施策及び事務事業の評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

2 市は、前項の評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めるものとする。

(審議会等の委員)

第10条 市長その他の執行機関は、その所管する審議会等の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。

2 前項の規定により市民を審議会等の構成員にしたときは、当該市民委員については公募により選任するよう努めるものとする。

(学習の機会の提供その他の支援)

第11条 市は、市民がまちづくりに関し理解を深めるために必要な学習の機会を設けるよう努めるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、市は、市民のまちづくり活動を促進するため必要な助成その他の支援を行うよう努めるものとする。

(市民投票の実施)

第12条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度条例で定める。

(この条例の位置付け)

第13条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、市は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(見直し)

2 市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとする。

## 吉川町まちづくり基本条例

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 まちづくりの基本理念と目標（第4条・第5条）
- 第3章 まちづくりの基本原則（第6条 - 第9条）
- 第4章 住民の権利、役割及び責務（第10条・第11条）
- 第5章 議会の役割と責務（第12条・第13条）
- 第6章 町長及び執行機関の役割と責務（第14条 - 第18条）
- 第7章 まちづくりの計画策定（第19条・第20条）
- 第8章 情報（第21条・第22条）
- 第9章 評価（第23条・第24条）
- 第10章 財政（第25条 - 第28条）
- 第11章 住民投票（第29条）
- 第12章 連携（第30条 - 第33条）
- 第13章 この条例の検討及び見直し（第34条）

#### 附則

### 前文

信仰の山、尾神岳が町の東部にどっしりと座っています。汚れない大気に包まれて、森林があり、田畑が広がっています。いくつもの小さな流れが集まり、吉川となって、やさしく流れています。この空間で、さまざまな昆虫が棲み、小鳥がさえずり、野草が花を咲かせ、そのほかたくさん野生生物が人間とともに生きています。どこにでもありそうで、世界に一つしかない農村風景が人々の心を和ませてくれる。これがわたしたちの住む吉川町です。

吉川町は、近世からの酒造りと優れた杜氏の輩出で全国に知られていますが、新潟県自由民権運動の発祥の地として、民主主義の伝統があることもわたしたち住民の誇りであり、財産です。県内で初めて集落段階からの積み上げ方式で策定した町総合計画や集落を基礎とした行政懇談会は、住民参画を重視したまちづくりの取組みとして先進的なものです。

21世紀を迎えた今日、わたしたち住民、議会及び町は、先人が築いてきた歴史と文化を引き継ぎ、住民一人ひとりを大切に、みんなで協力し合い、助け合う協働のまちづくりを行います。吉川町は人口5,600人の小さな町です。しかし小さいからこそ、住民一人ひとりの顔が見えます。住民が主役の、きめ細やかなまちづくりができます。このような認識のもとに、わたしたち住民、議会及び町は、顔の見える規模の自治体としての利点を生かし、まちづくりの基本理念と目標を共有し、協働のまちづくりをすすめるため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、わたしたち住民が住民自治の担い手として、議会や町とともにまちづくりを推進するために基本的な事項を定めることを目的とします。

### （用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）住民とは、町内に在住する個人及び町内に事務所を有する法人その他の団体をいいます。
- （2）町とは、議会を除く執行機関をいいます。
- （3）協働とは、吉川町を構成する住民、議会及び町が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互に助け合い協力することをいいます。
- （4）参画とは、町が実施する施策や事業等の計画策定、実施、評価等の各段階に住民が参加することをいいます。
- （5）コミュニティとは、お互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的とし、自主的

に結ばれた地域内の住民組織及び集団をいいます。

(この条例の位置づけ)

第3条 町は、条例、規則、規程を定めるときは、この条例を最大限に尊重します。

## 第2章 まちづくりの基本理念と目標

(まちづくりの基本理念)

第4条 住民は、一人ひとりが自ら考え、行動するなかで、誰もがまちづくりを楽しみ、住民が主役となったまちづくりをすすめます。

2 まちづくりは、わたしたち住民、議会及び町がそれぞれの果たすべき責任と役割を分担し、協働することを基本にします。

(まちづくりの基本目標)

第5条 わたしたち住民、議会及び町は、まちづくりの基本理念に基づき、次に掲げるまちづくりの推進に努めます。

(1) 環境にやさしく、豊かな自然環境と歴史・文化を大切にすまちづくり。

(2) 福祉を大切にす、温かみと安心感が漂うまちづくり。

(3) 都市住民との交流や地域資源を活かし、経済力を高めるまちづくり。

(4) 健全な農産物の生産を推進し、食料基地として発展させるまちづくり。

(5) 次代を担う青少年が夢と希望を抱き、元気に活動するまちづくり。

## 第3章 まちづくりの基本原則

(男女共同参画の原則)

第6条 まちづくりは、男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則とします。

(子ども参画の原則)

第7条 わたしたち住民、議会及び町は、青少年及び子どもが、それぞれの年齢にふさわしく、まちづくりに参画できるようにします。

(情報共有の原則)

第8条 わたしたち住民、議会及び町は、まちづくりにあたっては、まちづくりに関する情報を共有することを基本にすすめます。

(協働の原則)

第9条 わたしたち住民、議会及び町は、協働してまちづくりの基本理念と基本目標の実現に努めます。

## 第4章 住民の権利、役割及び責務

(住民の権利)

第10条 わたしたち住民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有します。

2 わたしたち住民は、町が保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有します。

3 わたしたち住民は、地方自治法の定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権等を有します。

(住民の役割と責務)

第11条 わたしたち住民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するとともに、住民相互の連携に努めます。

2 わたしたち住民は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持ちます。

3 わたしたち住民は、まちづくりを支える自主的、自立的なコミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めます。

## 第5章 議会の役割と責務

(議会の役割と責務)

第12条 議会は、町の議決機関としての責任を認識し、行政の監視機能を高めるとともに、住民の生活水準の向上に努めます。

2 議会は、議会改革に努め、情報の公開と住民の参加を推進します。

(議員の責務)

第13条 議員は、住民の代表者として議事に参加していることを自覚し、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます。

## 第6章 町長及び執行機関の役割と責務

(町長の役割と責務)

第14条 町長は、まちづくりの基本理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行にあたり、まちづくりの推進に努めます。

2 町長は、まちづくりを推進するため人材育成に努めます。

3 町長は、住民との協働に必要な企画、調整能力を備えた町職員の養成に努めます。

(執行機関の役割と責務)

第15条 町は、住民がまちづくりに参画する権利を保障するとともに、多様化、高度化する行政要望に適切に対応できる総合的な町政運営に努めます。

2 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、連携するよう努めます。

(組織機構)

第16条 町は、まちづくりや住民の多様な行政要望に柔軟かつ迅速に対応でき、住民に分かりやすい組織機構の編成に努めます。

(説明・応答責任)

第17条 町は、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政上の意思決定について、説明責任を負いその内容及び過程を明らかにします。

2 町は、住民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第18条 町は、住民の権利の保護を図り、町の行政執行により住民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができます。

## 第7章 まちづくりの計画策定

(総合計画等の策定)

第19条 町は、計画的な町政運営を図るため、基本構想、基本計画(以下「総合計画」という)及び実施計画をまちづくりの基本原則に基づき策定します。

2 前項で定めた実施計画は毎年度見直しを行い、その進行管理に努めます。

(計画策定への参画)

第20条 町は、総合計画に定める重要な計画策定に着手するときは、次の事項を公表し意見を求めます。

(1) 計画の概要

(2) 計画策定の日程

(3) 予定する住民参加の手法

(4) その他必要とされる事項

2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとします。

3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表します。

## 第8章 情報

(情報共有の推進)

第21条 町は、まちづくりに関する情報はみんなの財産という認識に立ち、情報公開に努めます。

2 町は、まちづくりに関する情報を分かりやすく公開するよう努めます。

3 町は、文書等を作成するにあたり、分かりやすい表現となるよう努めます。

4 町は、まちづくりに関する意思形成過程を明らかにすることにより、まちづくりの内容が住

民に理解されるよう努めます。

5 町は、集落懇談会、地区懇談会の開催に努め、情報共有を推進します。

(個人情報保護)

第22条 町は、個人の権利及び利害が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じます。

## 第9章 評価

(評価の実施)

第23条 町は、まちづくりの目標に照らし、取組みの有効性、効率性等について評価を実施します。

2 評価にあたっては、外部評価も含め最もふさわしい方法を採用します。

(結果の公開)

第24条 町は、まちづくりの評価の結果について、分かりやすい形で住民に公開します。

## 第10章 財政

(予算)

第25条 町長は、総合計画を基本にして予算を編成します。

2 町長は、わたしたち住民が予算に関する理解を深めることができるように、十分な情報を提供します。

3 前項の規定による情報の提供は、町の財政状況、予算編成過程、重点施策が分かりやすい方法で行います。

4 町長は、まちづくりに関する事業の予定及び進行状況が明らかになるよう、執行計画を定めます。

(決算)

第26条 町長は、決算にかかわる町の主要な施策の成果を説明する書類、その他決算に関する書類を作成しようとするときは、住民や議会がそれらの施策の評価をするのに役立つものとなるように努めます。

(財産管理)

第27条 町長は、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めます。

2 前項の管理計画は、資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めます。

3 財産の管理は、法令、条例及び財務規則の定めによるほか、第1項の管理計画に従ってすすめます。

(財政状況の公表)

第28条 町長は、財政状況の公表にあたっては、これにたいする町長の見解を住民に示します。

## 第11章 住民投票

(住民投票)

第29条 町は、吉川町にかかわる重要事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票制度を設けます。

2 住民投票を行うときは、町長は、住民投票の目的を事前に明らかにし、その投票結果を尊重します。

3 住民投票に参加できる者の資格は、第2条第1号に定めた住民のうち、18歳以上の住所を有する個人とします。

4 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

## 第12章 連携

(町外の人々との連携)

第30条 わたしたち住民、議会及び町は、社会、経済、文化、学術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するように努めます。

(近隣自治体との連携)

第31条 わたしたち住民、議会及び町は、近隣自治体との相互理解のもと、連携してまちづくりをすすめます。

(広域連携)

第32条 わたしたち住民、議会及び町は、他の自治体、国及びその他関係機関と連携し、まちづくりをすすめます。

(国際交流)

第33条 わたしたち住民、議会及び町は、自治の確立と発展が国際的に重要であることを認識し、国際交流をすすめます。

### 第13章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第34条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が吉川町にふさわしいものであり続けているか検討します。

2 町は、前項の規定による検討結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直すこととします。

### 附 則

(施行期日)

この条例は、平成15年10月1日から施行します。

# 会津坂下町まちづくり基本条例

平成 14 年 12 月 16 日  
条例第 24 号

## 目次

### 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
  - 第 2 章 住民自治（第 3 条・第 4 条）
  - 第 3 章 まちづくりの原則（第 5 条 第 10 条）
  - 第 4 章 協働のまちづくりの推進（第 11 条 第 14 条）
  - 第 5 章 条例の位置付け等（第 15 条・第 16 条）
- 附則

私たち町民は、私たちと未来の子供たちのために温もりに満ち、共に生きて暮らすことに喜びを感じられる町を創りたいと願います。

私たちは、互いの人権を尊重し支え合う地域社会の基本を大切に、まちづくりのしくみを、いっそう実効あるものにしていく日々の努力を惜しみません。そして、先人の自主の心と献身の姿に学び、互いに信頼し高め合い、まちづくりの歩みを進めていきます。

このような決意に基づき、町民が心を合わせた理想のまちづくりに取り組むために、この条例を制定します。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、町民、町及び議会が、協働して取り組むまちづくりのための原則とし、まちづくりの方針を明確にすることを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)まちづくり 公共の福祉を増進し、町民の幸福を実現するために行われる町政及び全ての公益的な取り組み
- (2)協働 個人や企業・組織及び公的機関が、それぞれの役割や責務を認識し、対等な立場で協力し合い、行動すること。
- (3)公益的活動 営利を目的としない、不特定多数の者及び地域社会全体の福利に資する活動

## 第 2 章 住民自治

### （住民自治の原則）

第 3 条 まちづくりは、町民が主体となって進めるものとする。

- 2 住民自治は、町民一人ひとりがまちづくりに参画し、その主体的な発意と創造力を活かすことによって確立する。

### （町民投票）

第 4 条 町民は、町に関わる重要事項について、町民投票の実施を町長及び議会に求める権利を有する。

- 2 町は、町民から請求があった時又は町民投票の必要があると認められた時は、町民投票の制度を設けることができる。

## 第 3 章 まちづくりの原則

### （地域理解の促進）

第 5 条 まちづくりは、地域の成り立ちや現状について理解を深めながら進めるものとする。

### （合意形成の重視）

第 6 条 まちづくりは、合意形成を重視し、十分な意思疎通を図りながら進めるものとする。

(情報の共有)

第7条 まちづくりは、情報を共有することを基本に進めるものとする。

(人材育成)

第8条 まちづくりは、町民一人ひとりの自己実現を尊重し、町の未来を担う人材を育成しながら進めるものとする。

(公益的活動の推進)

第9条 まちづくりは、町民の主体的な公益的活動を支え、その活動を活かしながら進めるものとする。

(交流と連携)

第10条 まちづくりは、他の自治体、国及びその他の機関との交流及び連携に努め、広い視野に立って進めるものとする。

#### 第4章 協働のまちづくりの推進

(町民の権利と責任)

第11条 町民は、まちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有するとともに、まちづくりに関して意見を述べ、政策の企画立案と決定及び評価に関し参画する権利を有する。

2 町民は、住民自治の主体として、自らの発言と行動に責任を持つとともに、地域社会の将来を設計し、自らできること、なすべきことを考え行動するものとする。

(町の責務)

第12条 町は、住民自治を拡充するために必要な施策を展開するとともに、町民の福祉の増進を目標として、協働のまちづくりを積極的に推進しなければならない。

2 町は、町が行っている政策及び事業の過程や成果について、町民の評価を受けるしくみを整備するものとする。

3 町は、職員に対して、まちづくりの要員としての使命感を醸成し、町民の期待と要求に的確に応えられる人材育成に努めなければならない。

(議会の責務)

第13条 議会は、町民の意思を町政に反映させるため、その機能を発揮し協働のまちづくりに積極的に関わるものとする。

(協働のしくみづくり)

第14条 町民は、協働のまちづくりを推進するために、町民による公益的活動の中心となる組織体制を構築するものとする。

2 町は、前項の公益的活動を行う組織に対して、必要な支援を行うとともに、そのしくみについて整備するものとする。

#### 第5章 条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第15条 町は、他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を遵守するとともに、それぞれが有機的に機能し合うよう体系化しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

## 鳩山町まちづくり基本条例

(前文)

鳩山町は、活力ある地域社会を形成するため、町民参加のあり方を積極的に検討し、町民主体のまちづくりの推進に取り組んできました。

この歩みをさらに大きくし、確実なものにしていくためには、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、生活者である町民の視点からまちづくりを推進していくことが必要です。

このような認識の下に、町民と町がまちづくりの基本理念を共有し、相互の協働により活力と温かさにあふれるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### 第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、本町の目指すまちづくりの理念を明らかにし、基本的人権を尊重しあう町民を主体とした自治により、環境との共生のなかで活力に満ちた地域社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「協働」とは、町民と町がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完、協力することをいう。

2 この条例において「町民参加」とは、町の意思形成の段階から町民の意思が反映されること及び町が事業を実施する段階で町民と町が協働することをいう。

(まちづくりの基本理念)

第3条 町民及び町は、第1条の目的に向けて行動するに当たっては、次の各号に掲げるまちづくりの基本理念に基づき、それぞれの役割と責任に応じ、主権者である町民を主体として進めるものとする

- (1) まちづくりは、基本的人権を尊重して進める
- (2) まちづくりは、町民相互及び町民と町との信頼関係を基調として進める
- (3) まちづくりは、環境との共生のなかで進める
- (4) まちづくりは、地域の自然や歴史文化、町民の知識経験などの資源をいかして進める
- (5) まちづくりは、総合的な視点と自立的な姿勢を常にもちながら進める

### 第2章 まちづくりの原則

#### 第1節 町民の役割

(まちづくりの主体)

第4条 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの推進に努めるものとする。

(町民の権利)

第5条 町民は、町の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、町民参加によるまちづくりの推進について、自らの責任と役割を認識し、積極的な参加に努めるものとする。

2 町民は、まちづくりへの参加に関して、いかなる不利益も受けない。

#### 第2節 コミュニティの役割

(コミュニティの形成)

第7条 町民及び町は、地域課題解決の主体者として、コミュニティの形成に努めるものとする。

2 町長は、コミュニティの役割を認識し、その活動を促し、協働してまちづくりを進めるものとする。

(コミュニティ活動の支援)

第8条 町長は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される地域の主体的なコミュニティ活動を支援するものとする。

### 第3節 議会の役割

#### (議会の役割)

第9条 議会は、条例や予算等の議決をとおし、町の重要な政策決定を行うものとする。

2 議会は、町が町民の多様な意思を反映し適正な運営を行っているかを監視するとともに、必要な調査を行うものとする。

3 議会は、前項に定める監視及び調査の状況を町民に公開する。

#### (議会の責務)

第10条 議会は、住民自治の役割を認識し、構成する組織及び運営を定めなければならない。

2 議会は、議員が立法の活動を迅速に行えるように、自立的な組織体制の整備に努めなければならない。

3 議会は原則公開とし、情報公開をさらに進め、立法過程から町民と情報を共有するよう努めなければならない。

### 第4節 行政の役割

#### (行政の責務)

第11条 町長は、町民参加を基本とし、総合的かつ迅速な行政運営を行わなければならない。

2 町長は、町政に関する情報を町民に対し積極的に提供し、町民と共有するように努めなければならない。

3 町長は、個人情報に関する情報を適切に取扱い、基本的人権の尊重に努めなければならない。

#### (町政の運営)

第12条 町長は、次に掲げる視点に基づいて町政を運営しなければならない。

(1) 町政は町民からの信託に基づくものであることを踏まえ、町民の信頼と満足度の向上に努めること。

(2) 町民の理解の下に、公正で開かれた町政の推進に努めること。

(3) 行政手続を明確にするとともに、速やかな処理を行うこと。

(4) 財政の健全性に配慮しながら、中長期的な視点に立った運営責任を果たすこと。

(5) 公共サービスの提供における民間との適切な役割分担に努めること。

#### (行政組織の構成)

第13条 町の行政組織及び機構は、次に掲げる事項に基づき構成されなければならない。

(1) 町民に分かりやすいこと。

(2) 簡素で効率的であること。

(3) 地域の実情に即した施策を効果的に展開できること。

(4) 社会経済情勢、行政需要及び政策課題の変化に柔軟かつ弾力的に対応できること。

2 町職員は、町民の信頼と満足度の向上に努める姿勢を当然のことと自覚し、その責務を誠実に果たさなければならない。

3 町職員は、前項に基づく職務の遂行にあたって、公正な評価を受けるものとする。

#### (財政の運営)

第14条 町の財政は、町民の税金その他の貴重な財源で支えられるものであることを踏まえ、次に掲げる事項に留意して、運営されなければならない。

(1) 自立的な財政基盤を強化すること。

(2) 中長期的な財政計画を策定し、財政の健全性を確保すること。

(3) 公正の確保と透明性の向上に努めること。

#### (他の地方公共団体等との連携)

第15条 町長は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。

## 第3章 町民参加の推進

#### (まちづくりへの参加)

第16条 町民は、第5条の規定に基づき、次の各号に掲げるまちづくりの事項に関し参加する権利を有する。

(1) 重要な政策の立案

(2) 重要な計画及び条例の策定

(3) 予算の策定

2 町長は、前項に定める事項の町民参加の推進に積極的に努めるとともに、その他の事項についても、町民参加の条件整備を図るものとする。

(政策立案への参加)

第17条 町長は、町民の意向を的確に把握し、これを町政に適切に反映させるように努めなければならない。

2 町長は、重要な政策立案に際し、立案の各段階において、町民の多様な参加を保障するものとする。

(計画及び条例策定への参加)

第18条 町長は、重要な計画や条例の策定に際し、策定の各段階において、町民の多様な参加を保障するものとする。

2 町長は、前項に定める計画や条例の策定に着手するときは、その概要、策定スケジュール及び町民参加の手法を公表するものとする。

(予算策定への参加)

第19条 町民は、町が行う予算編成にあたって、多様な機会を通じて提案を行うことができる。

2 町長は、町民が予算に関する理解を深めることができるよう十分な情報提供に努めるものとする。

(審議会等への参加)

第20条 町長は、町政の重要課題を町民と協働して解決するために、審議会等を設けることができる。

2 町の執行機関は、審議会等の委員を任命しようとするときは、その全部又は一部の委員を公募により選考するよう努めなければならない。

3 前項の公募の方法については、別に定める。

4 審議会等の会議は、原則として公開とする。

## 第4章 まちづくりの基本施策

### 第1節 環境と共生するまちづくり

第21条 町民及び町は、恵み豊かな環境を保全し将来に引き継ぐことは未来創造の原点であることを自覚し、環境と共生するまちづくりを推進するものとする。

### 第2節 人権を尊重するまちづくり

第22条 町民及び町は、個人の人間性を尊重し、異なる文化や価値観を認めあう人権文化をはぐくむまちづくりに努めるものとする。

### 第3節 文化創造のまちづくり

(文化創造のまちづくりの推進)

第23条 町民及び町は、文化が生活の躍動のあらわれであり、心の豊かさや活力をもたらすものであることを認識し、文化創造のまちづくりを推進するものとする。

2 町民及び町は、町民共通の財産である郷土の歴史や伝統文化の保護及び継承に努めるものとする。

(文化創造への支援)

第24条 町長は、町民の文化創造を活性化するために、生涯学習の機会の充実を図るよう努めるものとする。

2 町長は、町民みんなの心に共鳴する文化創造に関する活動に対して必要な支援をすることができる。

### 第4節 健康と福祉のまちづくり

(健康の増進と福祉の向上)

第25条 町民及び町は、健康増進及び福祉の向上を町民の相互理解と協力のなかで推進するため、地域社会における町民の連帯意識を深めるよう努めるものとする。

(保健、医療及び福祉の連携)

第26条 町長は、保健、医療及び福祉の連携を図り、町民が必要なときに適切なサービスを受けることができる総合的な仕組みづくりを進めるとともに、生活基盤整備に当たっては、町民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりに努めるものとする。

## 第5節 安全で潤いのあるまちづくり

(安全なまちづくり)

第27条 町長は、災害、事故、公害、犯罪等の緊急時における危機対応の体制を関係機関と一体となって整備することにより、町民の生命及び財産を守るとともに、生活基盤の安全性及び安定性の向上に努めるものとする。

2 町民は、緊急時において相互に助け合って活動を行うことができるよう、地域社会における連帯意識を深めるよう努めるものとする。

(潤いのあるまちづくり)

第28条 町民及び町は、自然環境への配慮のもとに、潤いのある快適な生活空間の形成に努めるものとする。

(個性あるまちづくり)

第29条 町民及び町は、地域の資源を適切かつ意欲的にいかすことにより、産業及び文化の活性化並びに町民の利便性の向上を図り、個性的で躍動感あふれるまちづくりに努めるものとする。

## 第5章 まちづくりの推進

### 第1節 開かれたまちづくり

(行政評価)

第30条 町長は、行政課題や住民のニーズに対応した能率的かつ効果的な町政運営を進めるため行政評価を行い、その結果を町民に公表するものとする。

(説明する責任)

第31条 町長は、施策の推進状況や意思決定の過程について、町民に分かりやすく説明しなければならない。

(パブリックコメント)

第32条 町長は、重要な計画及び政策の策定並びに条例の制定に際し、広く町民の意見を求めるパブリックコメント制度を実施するものとする。

2 町民は、パブリックコメント制度に基づき、町に対して具体的な提案を行うことができる。

3 町長は、パブリックコメント制度による町民の提案を尊重するものとする。

(町民意識調査)

第33条 町長は、まちづくりの重要な課題に取り組むにあたり、広く町民の意向を把握するために、町民意識調査を実施するものとする。

2 町長は、町民意識調査の目的、対象者、結果の取扱いについて、事前に明らかにするものとする。

### 第2節 住民投票

第34条 公正で民主的な町政運営を推進し町民福祉の向上を図るため、町政運営上の重要事項に係る意思決定について、町民による直接投票(以下「住民投票」という。)の制度を設ける。

2 町民及び議会は、町政運営上の重要事項について、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。

3 町長は、町政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 住民投票の実施に関し、住民投票の請求及び発議、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

## 第6章 この条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第35条 この条例は、本町のまちづくりの基本となるものであり、町長は、この条例を最大限に尊重し、他の条例及び規則等の制定改廃並びに制度の整備に努めなければならない。

(改正)

第36条 町長は、この条例の改正を行おうとする場合は、町民の意見を適切に反映するための措置を講じなければならない。

(その他)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 箕面市市民参加条例

平成九年三月三十一日  
条例第五号

### (目的)

第一条 この条例は、まちづくりにおける市民参加の基本的な事項を定めることにより、市と市民が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において「市民参加」とは、市の意思形成の段階から市民の意思が反映されること及び市が事業を実施する段階で市と市民が協働することをいう。

2 この条例において「協働」とは、市と市民がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいう。

### (市民参加の推進に関する基本理念)

第三条 市民参加の推進は、市民のもつ豊かな社会経験と創造的な活動を通して、市と市民が協働して市民福祉の向上と将来のより良いまちづくりの実現を図ることを基本理念として行われるものとする。

2 市民参加は、地方自治の本旨に基づき適正に運営されなければならない。

### (市長の責務)

第四条 市長は、市民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう市民参加の機会の提供に努めるとともに、市民参加を円滑に推進するための行政情報の公開に努めなければならない。

### (市民の責務)

第五条 市民は、市民参加によるまちづくりの推進について、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努めるものとする。

### (会議公開の原則)

第六条 市の執行機関に置く附属機関の会議は、規則で定める場合を除き、公開するよう努めなければならない。

### (委員の市民公募)

第七条 市の執行機関は、市民の資格において附属機関の委員を任命しようとする場合は、その全部又は一部の委員を公募により選考するよう努めなければならない。

2 前項の公募の方法については、別に定める。

### (市民投票の実施)

第八条 市長は、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

### (委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

# 石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例

平成 13 年 9 月 27 日  
条例第 24 号

## 目次

第 1 章	総則（第 1 条 第 4 条）
第 2 章	市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進
第 1 節	通則（第 5 条 第 10 条）
第 2 節	審議会等（第 11 条 第 15 条）
第 3 節	パブリックコメント手続等（第 16 条 第 19 条）
第 4 節	公聴会（第 20 条 第 23 条）
第 5 節	その他の市民参加手続（第 24 条・第 25 条）
第 3 章	市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進（第 26 条・第 27 条）
第 4 章	市民参加制度調査審議会（第 28 条 第 34 条）
附則	

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、地域の独自性に根ざした自主的かつ総合的なまちづくりを進めることが今後の本市にとって極めて重要であるという認識に基づき、行政活動への市民参加を推進するために必要な事項を定めることにより、自治の主体である市民が持つ知識、経験、感性等をまちづくりに活かし、もって市民と市がより良いまちの姿をとともに考え、その実現に向けて協働するような地域社会の形成に寄与することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この条例において「行政活動」とは、市民の福祉の増進を図ることを基本として市の機関が行うあらゆる活動をいう。

3 この条例において「市民参加手続」とは、市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の過程において、期日その他必要な事項をあらかじめ定めた上で、市の機関が市民の意見を聴くことをいう。

4 この条例において「パブリックコメント手続」とは、市の機関が作成した行政活動の原案について、書面等による意見を広く募集する方法で行う市民参加手続をいう。

### （基本原則）

第 3 条 市の機関は、行政活動の効率性の確保に配慮しながら、行政活動への市民参加を図るための取組みを積極的に進めるものとする。

2 行政活動への市民参加は、行政活動を行うに当たり市の機関が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならない。

### （制度の改善）

第 4 条 市は、この条例に定める行政活動への市民参加を推進するための制度が市民の考え方を適切に反映したものとなるよう、必要に応じ、随時その見直しを行うものとする。

## 第 2 章 市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進

### 第 1 節 通則

#### （市民参加手続の実施）

第 5 条 市の機関は、別表に定める行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならない。

2 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、市民参加手続を行うことを要しない。この場合において、市の機関は、その理由がやんだ後速やかに、次の事項を公表するものとする。

- (1) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動の内容
- (2) 市民参加手続を行うことができなかった理由
- (3) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動に関して市の機関が下した決定の内容及びその理由

(市民参加手続の内容及び時期)

第6条 市民参加手続は、その対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民の関心に応じ、適切な内容で行われなければならない。

2 市民参加手続は、その結果を市の機関の決定に活かすことができるように、適切な時期に行われなければならない。

3 市の機関は、規則等により、前2項に掲げる原則に基づき市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項について具体的に示す細目を定めるものとする。

4 前項の規則等は、第28条の規定に基づき石狩市市民参加制度調査審議会の意見を聴き、かつ、パブリックコメント手続を行った上で定めるものとする。

(提出された意見等の取扱い)

第7条 市の機関は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等(以下「提出された意見等」という。)を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

2 市の機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、次の事項を公表するものとする。ただし、その公表により石狩市情報公開条例(平成10年条例第26号)第8条第2項に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。)が明らかになるときは、この限りでない。

(1) 提出された意見等の内容

(2) 提出された意見等の検討経過並びに検討結果及びその理由

(公表の方法等)

第8条 この章の規定に基づいて市民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によるものとする。この場合において、第3号に規定する方法での公表については、やむを得ない理由があるときは、事後に行うことができる。

(1) 市役所本庁舎及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表

(2) 市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表

(3) 市広報紙への掲載による必要事項の全部又は概要の公表

(4) インターネットを利用した必要事項の全部又は概要の公表

2 前項の規定にかかわらず、その市民参加手続に関する事項を周知すべき者に対し、効果的かつ確実に必要事項を周知することができる方法が別にあると認められるときは、当該別の方法により周知すれば足りる。

3 市の機関は、市民参加手続に関する事項を公表したときは、あわせて、報道機関への情報提供その他の適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。

(市民参加手続の予定及び実施状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、その年度における市民参加手続の実施予定及び前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(制度の調整)

第10条 この章に定めるところにより市民参加手続を行った場合に法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反することとなる限りにおいて、この章の規定は、適用しない。

## 第2節 審議会等

(審議会等)

第11条 審議会等(附属機関及びそれに類する合議制の組織をいう。以下同じ。)に付議する方法により行う市民参加手続の進め方及びその審議会等の構成については、前節及びこの節に定めるところによる。

(構成員)

第12条 審議会等の構成員には、正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を加えるものとする。この場合における公募及び選考の方法は、市の機関がその都度適切に定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市の機関は、審議会等の構成員の選考に当たっては、その男女比に配慮する等の措置を講じることにより、審議会等における審議に市民の多様な意見が反映さ

れるよう努めるものとする。

3 市の機関は、毎年度、審議会等ごとに次の事項を公表するものとする。

- (1) 構成員の氏名、選任の区分及び肩書
- (2) 公募により選考された構成員がない場合は、その理由  
(会議の公開等)

第13条 審議会等の会議は、不開示情報が明らかになることその他の正当な理由がある場合を除き、公開する。

2 市の機関は、前項の原則に基づき、審議会等の会議の運営方法を定める条例、規則等の中で、その審議会等の会議を公開するかどうかの区分を定めるものとする。

3 市の機関は、審議会等の会議を傍聴しようとする者に対し、適切な利便を提供するよう努めるものとする。

(諮問事案等の公表)

第14条 市の機関は、審議会等にその意見の提出を求めるときは、原則としてその都度、その旨及び意見の提出を求める事案の内容を公表するものとする。

2 市の機関は、審議会等の会議の予定を公表するものとする。ただし、会議を公開しないとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

3 市の機関は、審議会等の検討の経過及びその結果を、必要に応じて公表するよう努めるものとする。

(議事録の作成)

第15条 市の機関は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴者数
- (2) 会議の議題
- (3) 会議での検討に使用した資料等の内容
- (4) 会議における発言の内容又は議事の経過
- (5) 会議の結論
- (6) その他必要な事項

第3節 パブリックコメント手続等

(パブリックコメント手続等)

第16条 パブリックコメント手続その他の書面等による意見を広く募集する方法により行う市民参加手続の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。

(意見の提出方法等)

第17条 パブリックコメント手続における意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法を認めるものとする。

2 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、1月以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を1月未満とすることができる。

(公表事項)

第18条 市の機関は、パブリックコメント手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) 対象とする事案の処理方針についての原案及び関連事項
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) 意見を提出することができる者の範囲
- (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (6) その他必要な事項

(準用)

第19条 市の機関が、その原案作成前の行政活動について、書面等による意見を広く募集する方法により市民参加手続を行うときの手続は、前2条(前条第2号に掲げる事項の公表を除く。)の規定を準用する。

第4節 公聴会

(公聴会)

第20条 公聴会を開催する方法により行う市民参加手続の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。

(公聴会開催の公表)

第21条 市の機関は、公聴会を開催するときは、第4号に掲げる意見の提出期限の1月前までに、次の事項を公表するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする事案の内容
- (3) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (4) 公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限
- (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (6) その他必要な事項

2 市の機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。

(公聴会の運営)

第22条 公聴会は、市の機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。

2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長が発する指示に従わなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の機関が規則等で定める。

(調書の作成等)

第23条 議長は、公聴会を開催した都度、次の事項を記録した調書を作成し、市の機関の長に提出するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (2) 公述人その他の参加者の氏名及び傍聴者数
- (3) 対象とした事案の内容
- (4) 公聴会で配布された資料等の内容
- (5) 公述人の発言の内容及び質疑の内容
- (6) その他必要な事項

2 市の機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された調書を公表するよう努めるものとする。

第5節 その他の市民参加手続

(その他の市民参加手続)

第24条 前3節に定める方法以外の方法により行う市民参加手続(以下「その他の市民参加手続」という。)の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。

(その他の市民参加手続実施の公表)

第25条 市の機関は、その他の市民参加手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) その他の市民参加手続の内容
- (3) 日時及び場所を定めてその他の市民参加手続を行うときは、その日時及び場所
- (4) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (5) その他の市民参加手続に参加することができる者の範囲
- (6) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (7) その他必要な事項

2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、その他の市民参加手続を行う期日の1月前までに行うものとする。

### 第3章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進

(市民意見の積極的な把握)

第26条 市の機関は、市民を対象とした継続的な意識調査を実施すること、市民と市職員との対話の機会を設けることその他適切な方法により、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。

(市民が自発的に提出した意見の取扱い)

第27条 市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。

#### 第4章 市民参加制度調査審議会

(設置)

第28条 次に掲げる事項について市の機関の諮問に応じ、又は市の機関に建議するため、石狩市市民参加制度調査審議会(以下「調査審議会」という。)を置く。

- (1) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2) この条例に基づく規則等の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3) 市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項

(委員)

第29条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 市内において活動する団体が推薦する者
  - (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの
  - (4) 市職員
- 2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。
  - 3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。
  - 4 市職員である委員の数は、2人を超えることはできない。

(任期)

第30条 調査審議会の委員(市職員である委員を除く。)の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、2期を超えて連続して再任されることはできない。

(会長及び副会長)

第31条 調査審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、市職員である委員を除く委員のうちから、委員の互選により定める。
- 3 会長は、調査審議会を代表し、調査審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。
- 4 会長は、必要に応じ、会議に参考人の出席を求めることができる。
- 5 会議は、公開する。

(庶務)

第33条 調査審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第34条 この章に定めるもののほか調査審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際既に着手され、又は着手のための準備が進められている行政活動であって、時間的な制約その他の理由により第2章に定めるところにより市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定は、適用しない。

(石狩市情報公開条例の一部改正)

3 石狩市情報公開条例の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

別表(第5条関係)

1	<p>条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして別に規則等で定める場合を除く。</p> <p>(1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、市税の税率(国民健康保険税にあつては、課税要素の額の算定方法)及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定</p> <p>(2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定</p> <p>(4) 公の施設の利用方法について定める規定</p> <p>(5) 市政に関する情報開示、説明等を請求する権利について定める規定</p>
2	市の計画(人事、財政及びもっぱら市の機関内部の事務処理に関する計画を除く。)の策定、改定(別に規則等で定める軽微なものを除く。)又は廃止
3	公の施設の設計の概要の決定。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして別に規則等で定める場合を除く。
4	良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃
5	<p>次のいずれかに該当する法人に対する出資について定める予算の立案</p> <p>(1) 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の2分の1以上となることとなる法人</p> <p>(2) 市の出資の総額が別に規則で定める額を超えることとなる法人</p>
6	市の区域に適用される規制(市の条例、規則等に基づくものを除く。)の設定又は改廃に際し、市の機関が権原により行う意見の表明。ただし、市民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。
7	その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続を行う必要があると認められる行政活動

備考 1の項第1号中の「課税要素」とは、基礎課税額に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をいう。

# 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例

平成 14 年 6 月 28 日  
条例第 20 号

私たちのまち大和市には、子ども、大人、障害のある人、外国籍の人などを含め多くの市民が暮しています。市外からの通勤や通学などによる広い意味での市民もいます。

そこには、市民の数だけ多様な「私」がいて、多様な価値観があります。大和市は、それらを互いに受け止め、認めあえる、誰もが自由で健やかに過ごせる地域社会でありたいものです。

一人ひとりの暮らしの中には、「私」だけの問題からみんなの問題へと、「公共」の領域へ拡ひろがっていくものがあります。そのような問題を、私たちは長い間、行政だけに委ねてきました。その反省から、この 10 数年、福祉や環境、教育、国際交流など「公共」の領域に参加する市民や市民団体が急速に増えてきました。事業者も、地域に役立つ活動や市民との連携に目を向け始めています。

行政により担われていた「公共」に、市民や市民団体、そして事業者も参加する時代が来ています。「私」を大切にするために様々な選択肢があることが普通のことになってきました。

このように、多様な価値観に基づいて創出され、共に担う「公共」を、私たちは「新しい公共」と呼びます。

市民、市民団体、事業者それぞれが所有する時間や知恵、資金、場所、情報などを出しあい、社会に開けば、それはみんなのもの「社会資源」になります。行政も自ら資源を開き、「社会資源」の形成に参加することが求められます。市民、市民団体、事業者にとって、「社会資源」は「新しい公共」に参加する活動の源であり、未来を生み出す糧となるのです。

この条例は、市民、市民団体、事業者そして行政が自らの権利と責任のもとに対等な立場で協働し、「新しい公共」を創造するための理念と制度を定めるものです。

私たちはこの条例による制度を活用し、多くの市民、市民団体、事業者の参加により、一人ひとりの「私」を大切にしながら、共に育ちあえる、みんなが共生するまち大和市を実現していきます。

## (目的)

第 1 条 この条例は、市民、市民団体、事業者及び市の協働により、新しい公共を創造するための基本理念及び基本的事項を定め、もって多様な価値観を認めあう豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新しい公共 市民、市民団体、事業者及び市が協働して創出し、共に担う公共をいう。
- (2) 市民活動 市民、市民団体及び事業者が行う自主的な活動で、次のいずれにも該当するものをいう。ただし、宗教及び政治に関する活動を主たる目的とするもの並びに選挙に関する活動を目的とするものを除く。
  - ア 新しい公共に参加する意思のある活動
  - イ 多様な価値観を認めあう活動
  - ウ 営利を目的としない活動
- (3) 市民団体 市民活動を継続的に行う非営利団体をいう。
- (4) 市民等 新しい公共に参加する意思のある市民及び市民団体をいう。
- (5) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人で、新しい公共に参加する意思のある者をいう。
- (6) 社会資源 情報、人材、場所、資金、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。
- (7) 市民事業 市民等及び事業者が行う社会に貢献する自由で継続的な市民活動をいう。
- (8) 協働事業 市民等、事業者及び市が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業をいう。

## (基本理念)

第 3 条 市民等、事業者及び市は、相互理解を深めながら対等の関係で協力・連携し、新しい公

共の創造に貢献する(以下このことを「協働の原則」という。)

2 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づいて市民活動を推進する。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、その自主性及び自己の責任に基づいて、新しい公共を創造するための活動を行う。

2 市民団体は、その活動に伴う社会的責任を自覚するとともに、開かれた運営を行い、当該活動への市民の理解及び参加の促進に努める。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、新しい公共の創造に関する理解を深めて、積極的に社会資源の提供に努めるとともに、その社会的責任に基づいて市民活動を推進する。

(市の役割)

第6条 市は、市民活動を推進するための総合的な施策を実施し、市民等及び事業者が新しい公共を創造するための環境づくりを行う。

2 市は、市民等との協議のもとに、市民活動を推進するために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革を進める。

3 市は、市の施策や計画等の策定に当たり、早い段階からの市民参加を促進する。

(相互の信頼関係)

第7条 市民等、事業者及び市は、お互いの信頼関係を育はくくむために、協働の原則に基づいて、対話し、交流し、学びあう。

(社会資源の活用等)

第8条 市民等、事業者及び市は、それぞれが社会資源を活用し、創出し、提供する。

2 市民等、事業者及び市は、前項の社会資源の活用等を進めるために、自発的な意思表示が可能な場や機会の充実に努める。

(協働の拠点)

第9条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づき、それぞれの役割分担に応じて、社会資源の充実に図るための協働の拠点(以下「協働の拠点」という。)を設置し、その充実に努める。

2 協働の拠点は、原則として市民等がその運営を担う。

(市の施策)

第10条 市は、協働の原則に基づいて次に掲げる施策を推進する。

(1) 新しい公共の創造に関する市の施策の体系化を進めること。

(2) 施策の実施に当たり市民等との協働を進めること。

(3) 市職員に対して新しい公共の創造に関する啓発や研修等を行うこと。

(4) 協働の拠点が機能するよう、必要とする市の社会資源を提供すること。

(5) この条例に基づく施策の実施状況について公表すること。

(6) 前号に定めるもののほか、行政評価の結果及び施策の実施状況に関する行政情報を公開すること。

(市民事業)

第11条 市民等及び事業者は、誰もが生き生きと暮らせる地域づくりのために、自主的に市民事業を行う。

2 市民事業を行うに当たり市民等及び事業者は、前項の目的達成のための交流や市との連携を望む場合に、その自主性に基づいて市長に届け出ることができる。

3 市民等、事業者及び市は、社会資源を必要とする市民事業に対して、それぞれの役割分担に応じて社会資源を提供するよう努める。

(協働事業)

第12条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づいて協働事業を行うことができる。

2 協働事業の実施に当たっては、市民等、事業者及び市長の間で当該事業に関する基本的事項を定めた協定を締結する。

3 協働事業を行おうとする市民等及び事業者は、市長に登録する。

4 前項の規定により行った登録は、市長が規則で定めるところにより取り消すことができる。

5 協働事業の内容等については、協働の原則に基づいて別に定める。

(市の施策や計画等への提案)

第13条 市民等は、新しい公共の創造に関する市の施策や計画等に関する意見又は協働事業について、次条に定める協働推進会議へ提案できる。

2 前項の提案があった場合は、協働推進会議が公開の場での協議を行ったうえで意見書を作成し、当該提案とともに市長へ送付する。

3 市長は、前項の提案及び意見書の送付を受けた場合、その内容を施策や計画等に反映するよう検討しなければならない。

4 市長は、前項の検討結果に関し、説明する責任を負う。

(協働推進会議)

第14条 この条例に基づく具体的手続や運用に関する事項その他新しい公共の創造に関する事項を調査審議するため、協働推進会議を置く。

2 協働推進会議は、公開とする。

3 協働推進会議に関する事項は、協働の原則に基づいて別に定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成14年7月1日から施行する。